

別表2

	ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数 ^{※1}
1	≧ 1	1	0.3	1
2	≦ 50	2	0.5	1
	51 ~ 500	3	0.5	1
	501 ~ 3,200	5	0.5	1
	≧ 3,201	8	0.5	1
3	≦ 50	3	1 ^{※2}	1
	51 ~ 150	5	1 ^{※2}	1
	151 ~ 500	8	1 ^{※2}	1
	501 ~ 3,200	13	1 ^{※2}	1
	3,201 ~ 35,000	20	1 ^{※2}	1
	≧ 35,001	32	1 ^{※2}	1
4	≦ 150	3	1 ^{※2}	1
	151 ~ 1,200	5	1 ^{※2}	1
	≧ 1,201	8	1 ^{※2}	1
5	≦ 150	3	0.5	1
	151 ~ 1,200	5	0.5	1
	≧ 1,201	8	0.5	1
6	≦ 150	6 (3×2)	1 (0.5×2)	2
	151 ~ 1,200	10 (5×2)	1 (0.5×2)	2
	≧ 1,201	16 (8×2)	1 (0.5×2)	2
7	≦ 150	6 (3×2)	2 (1×2) ^{※3}	2
	151 ~ 1,200	10 (5×2)	2 (1×2) ^{※3}	2
	≧ 1,201	16 (8×2)	2 (1×2) ^{※3}	2
8	≦ 150	3	1尾(ピース)を 1検体として、各 カートンより1尾 を採取する。 ^{※4}	3
	151 ~ 1,200	5		5
	≧ 1,201	8		8
9	特定せず	4	4個をそれぞれ4等 分し、各々から1等 分を集めたもの。	1

※1 複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

※2 乾燥えび、乾燥野菜、乾燥果実及び茶(抹茶を除く。)にあつては0.3とする。

※3 乾燥えびにあつては $0.3 \times 2 = 0.6$ とする。

※4 活魚車等の輸送形態における検体採取については、1尾を1ロットとする。